

# 第4回太良町議会（定例会第3回）

令和5年9月1日～9月20日

議 案

令和5年第4回太良町議会（定例会第3回）

会期（案）

会 期 20日間（9月1日～9月20日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘要
第1日	9. 1	金	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告・議員派遣の件 議案一括上程・町長の提案理由の説明 特別委員会の設置及び付託並びに選任
第2日	9. 2	土	休会	—	
第3日	9. 3	日	休会	—	
第4日	9. 4	月	（議案調査）		
第5日	9. 5	火	本会議	9時30分	一般質問
第6日	9. 6	水	（議案調査）		
第7日	9. 7	木	（議案調査）		
第8日	9. 8	金	委員会	9時30分	決算審査特別委員会
第9日	9. 9	土	休会	—	
第10日	9.10	日	休会	—	
第11日	9.11	月	（議案調査）		
第12日	9.12	火	委員会	9時30分	決算審査特別委員会
第13日	9.13	水	委員会	9時30分	決算審査特別委員会
第14日	9.14	木	（議案調査）		
第15日	9.15	金	（議案調査）		
第16日	9.16	土	休会	—	
第17日	9.17	日	休会	—	
第18日	9.18	月	休会	—	
第19日	9.19	火	（議案調査）		
第20日	9.20	水	本会議	9時30分	委員長報告 議案審議・討論・採決・閉会

令和5年第4回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第1号

第1日目

9月1日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議員派遣の件について
日程第 5	議案一括上程  町長提案 報告第2号～報告第5号 諮問第1号～諮問第3号 議案第53号～議案第71号  町長の提案理由の説明
日程第 6	決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

# 提出議案目録

- 報告第 2号 令和4年度太良町一般会計継続費精算報告書について
- 報告第 3号 令和4年度太良町簡易水道特別会計継続費精算報告書について
- 報告第 4号 令和4年度町立太良病院事業会計継続費精算報告書について
- 報告第 5号 令和4年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第53号 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 太良町特産品等展示販売飲食施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 令和4年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 令和4年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 令和4年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 令和4年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第64号 令和4年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第65号 令和5年度太良町一般会計補正予算(第5号)について

- 議案第66号 令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第67号 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第68号 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第69号 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第70号 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第71号 令和5年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について

上記のとおり

令和 5年 9月 1日

太良町長 永 淵 孝 幸

## 議員派遣の報告

令和5年9月1日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

### 1 令和5年度 佐賀県町村議会議員研修会

- (1) 目的 地方自治の振興と住民福祉の増進に寄与するため。
- (2) 派遣場所 ガーデンテラス佐賀ホテル&マリトピア
- (3) 期間 令和5年8月31日
- (4) 派遣議員 江口議長、川下副議長、坂口議員、所賀議員、田川議員、竹下議員、待永議員、山口議員、峰議員、森田議員、大鋸議員

## 議 員 派 遣 の 件

令和 5 年 9 月 1 日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

### 1 令和5年度 一期目議員研修会

- (1) 目 的 改選町の一期目議員を対象とした研修
- (2) 派遣場所 佐賀県市町会館
- (3) 期 間 令和5年10月31日
- (4) 派遣議員 一期目議員 3人

### 2 令和5年度 町議会広報研修会

- (1) 目 的 議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが要請されていること  
にかんがみ、議会広報の向上発展に資するため
- (2) 派遣場所 佐賀県市町会館
- (3) 期 間 令和5年11月20日
- (4) 派遣議員 議会広報編集特別委員会委員 5人

報告第2号

令和4年度太良町一般会計継続費精算報告書  
について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸



令和4年度 太良町一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				左 の 財 源 内 訳		支出済額	左 の 財 源 内 訳		年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳		年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳		
				年割額	特 定 財 源		一 般 財 源	特 定 財 源		一 般 財 源	特 定 財 源		一 般 財 源		
国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	国 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
9 消防費	1 消防費	防災行政 無線整備 事業	令和 3	円	170,200,000	1,800,000	円	170,200,000	1,708,000	円	92,000	円	92,000	円	92,000
			令和 4	円	287,300,000	2,700,000	円	286,000,000	3,300,000	円	700,000	円	1,300,000	円	△ 600,000
			計	円	457,500,000	4,500,000	円	455,200,000	5,008,000	円	792,000	円	1,300,000	円	△ 508,000

報告第3号

令和4年度太良町簡易水道特別会計継続費精算報告書  
について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和4年度 太良町簡易水道特別会計継続精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計				実績				比較					
				左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		左の財源内訳					
				特定財源			特定財源			特定財源		特定財源					
				年割額	国県支出金	地方債	その他	一般財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1 事業費	1 総務費	公営企業 法適用支 投業務委 託料	令和 3	円	6,707,000	6,700,000	7,000	円	6,706,700	6,700,000	6,700	300	円	300	円	300	
			令和 4	円	26,294,000	26,200,000	94,000	26,293,300	26,200,000	93,300	700						700
			計	円	33,001,000	32,900,000	101,000	33,000,000	32,900,000	100,000	1,000						

報告第4号

令和4年度町立太良病院事業会計継続費精算報告書  
について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の  
規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

## 令和4年度 町立太良病院事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比			内訳	
				年割額	左の財源内訳		支払義務発生額	左の財源内訳		年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳			内訳
					企業債	一般会計出資金		損益勘定留保資金	企業債		一般会計出資金	損益勘定留保資金		
1 資本的支出	1 建設改良費	リハビリテーション室拡張工事	令和3	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			令和4	81,200,000	80,400,000	400,000	80,520,000	80,400,000	60,000	680,000	340,000	340,000	340,000	340,000
			計	126,600,000	126,000,000	300,000	127,117,100	126,000,000	559,100	△ 517,100	△ 259,100	△ 259,100	△ 259,100	△ 259,100
		エレベーター改修工事	令和3	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			令和4	8,250,000	4,125,000	4,125,000	6,820,000	206,400,000	619,100	162,900	82,000	82,000	82,000	80,900
			計	8,250,000	4,125,000	4,125,000	6,820,000	206,400,000	619,100	162,900	82,000	82,000	82,000	80,900

報告第5号

令和4年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率  
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見書を付けて別紙のとおり報告する。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和4年度決算に 基づく比率	—	—	5.5	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※「—」は比率が算定されないことを表している。

2 資金不足比率

(単位：千円、%)

区 分	流 動 負債等 (1)	算 入 地方債 (2)	流 動 資産等 (3)	資金不足額 (1)+(2)- (3)=(4)	事業の 規 模 (5)	資金不 足比率 (4)/(5)
水道事業会計	3,169	0	176,577	△173,408	49,720	—
町立太良病院 事業会計	92,085	0	2,046,925	△1,954,840	942,714	—
簡易水道 特別会計	129,846	0	144,075	△14,229	55,511	—
漁業集落排水 特別会計	45,853	0	48,098	△2,245	6,963	—

※「—」は比率が算定されないことを表している。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

住 所



氏 名

田 中 照 海

生年月日



(提案理由)

令和5年12月31日をもって任期満了となる松江勝己氏の後任として、田中照海氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。



諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

住 所

氏 名 安 西 修

生年月日

(提案理由)

令和5年12月31日をもって任期満了となる安西修氏を継続推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

住 所

氏 名 岡 山 千 晶

生年月日

（提案理由）

令和5年12月31日をもって任期満了となる岡山千晶氏を継続推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。

議案第53号

太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

太良町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

個人番号カードやスマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得できることとするため、この案を提出する。

太良町印鑑条例の一部を改正する条例（案）

太良町印鑑条例（昭和50年太良町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「交付」を「交付申請」に改め、同条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下「個人番号カード」という。）の交付を受けた印鑑登録者が自ら個人番号カードを添えて当該申請を行う場合であつて、当該個人番号カードに係る暗証番号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明用利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。以下「暗証番号」という。）の確認を受けた場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、自らの個人番号カード又は公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。以下「多機能端末機」という。）を介して印鑑登録証明書の交付を町長に申請することができる。

第10条の次に次の1条を加える。

（印鑑登録証明書の交付）

第10条の2 町長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、登録証及び印鑑登録原票と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえで当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

2 町長は、前条第2項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請があつたときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布  
に伴い、条例の改正が必要となったため、この案を提出する。

別紙

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年太良町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の4項を加える。

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者
- 4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際し

て、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他の利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改める。

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を



行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第23条第2項第2号中「第4号」を「第3号」に改める。

第29条第3項、第32条第3項及び第45条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師」に改める。

第46条に次の1項を加える。

(2) 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第55号

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を  
求める。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施  
設等の運営に関する基準の一部を改正する府令の公布に伴い、条例の改正が必  
要となったため、この案を提出する。

別紙

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年太良町条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を  
「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」

第4章 雑則（第53条）」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第6条第2項中「第1項」を削り、同条第3項中「第1項」を削り、「項」を「条」に改める。

第7条第2項、第8条及び第13条第4項第3号中「第1項」を削る。

第15条第1項第3号中「第25条」の次に「第1項」を加える。

第26条の見出しを削り、同条中「特定教育・保育施設（幼保連携型認定子ども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。」を「削除」に改める。

第35条第1項中「第1項」を削り、同条第2項中「第1項」を削り、「項」を「条」に改め、同条第3項後段中「項」を「条」に改める。

第36条第1項中「第1項」を削り、同条第2項中「第1項」を削り、「項」を「条」に改め、同条第3項後段中「第1項」を削り、「項」を「条」に改める。

第37条第2項中「第1項」を削る。

第38条第2項を削る。

第39条第2項中「第1項」を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連

携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」を「前項（第2号に係る部分に限る。）」に改める。

第51条第1項及び第2項中「第1項」を削り、同条第3項後段中「第1項」を削り、「項」を「条」に改める。

第52条第1項中「第1項」を削り、同条第2項中「第1項」を削り、「項」を「条」に改め、同条第3項後段中「第1項」を削る。

本則に次の1章を加える。

#### 第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書

面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令  
の公布に伴い、条例の改正が必要となったため、この案を提出する。

## 別紙

太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年太良町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごと



に、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第57号

太良町特産品等展示販売飲食施設の設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特産品等展示販売飲食施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

道の駅太良にある、漁師の館解体に伴う施設使用料等の撤廃のために改正し  
たいので、この案を提出する。

別紙

太良町特産品等展示販売飲食施設の設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例（案）

太良町特産品等展示販売飲食施設の設置及び管理に関する条例（平成19年  
太良町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中漁師の館の項を削る。

第3条の表中漁師の館の項を削る。

別表中漁師の館の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第58号

令和4年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度太良町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第59号

令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第60号

令和4年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第61号

令和4年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、  
令和4年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見  
を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第62号

令和4年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸



議案第63号

令和4年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定  
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、  
令和4年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を  
付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第64号

令和4年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算  
の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、  
令和4年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を  
付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

## 令和5年度太良町一般会計補正予算（第5号）

令和5年度太良町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,120,409千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月1日提出  
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		2,600	236	2,836
	1. 地方特例交付金	2,600	236	2,836
10. 地方交付税		2,650,000	37,863	2,687,863
	1. 地方交付税	2,650,000	37,863	2,687,863
14. 国庫支出金		723,721	5,336	729,057
	1. 国庫負担金	482,051	5,336	487,387
15. 県支出金		431,767	1,977	433,744
	2. 県補助金	158,709	1,950	160,659
	3. 委託金	18,150	27	18,177
17. 寄附金		1,001,002	1,000	1,002,002
	1. 寄附金	1,001,002	1,000	1,002,002
18. 繰入金		1,546,979	△23,321	1,523,658
	1. 特別会計繰入金	3	3,982	3,985
	2. 基金繰入金	1,546,976	△27,303	1,519,673

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰越金		30,000	50,112	80,112
	1. 繰越金	30,000	50,112	80,112
20. 諸収入		164,373	3,456	167,829
	5. 雑入	113,784	3,456	117,240
21. 町債		341,900	△724	341,176
	1. 町債	341,900	△724	341,176
歳	入	合	計	
		8,044,474	75,935	8,120,409

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		84,207	△189	84,018
	1. 議会費	84,207	△189	84,018
2. 総務費		2,524,868	17,186	2,542,054
	1. 総務管理費	2,352,694	17,068	2,369,762
	2. 徴税費	95,044	△225	94,819
	3. 戸籍住民基本台帳費	46,969	343	47,312
3. 民生費		1,832,752	28,562	1,861,314
	1. 社会福祉費	1,200,155	28,445	1,228,600
	2. 児童福祉費	632,595	117	632,712
4. 衛生費		832,483	5,558	838,041
	1. 保健衛生費	546,811	5,844	552,655
	2. 清掃費	285,672	△286	285,386
6. 農林水産業費		544,018	11,765	555,783
	1. 農業費	312,982	2,593	315,575

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 林業費	146,284	8,962	155,246
	3. 水産業費	84,752	210	84,962
7. 商工費		278,086	△301	277,785
	1. 商工費	278,086	△301	277,785
8. 土木費		418,451	4,666	423,117
	1. 土木管理費	38,270	△885	37,385
	2. 道路橋梁費	325,764	5,551	331,315
9. 消防費		240,349	1,349	241,698
	1. 消防費	240,349	1,349	241,698
10. 教育費		744,339	△661	743,678
	1. 教育総務費	94,550	△165	94,385
	4. 社会教育費	107,818	△369	107,449
	5. 保健体育費	209,805	△127	209,678
11. 災害復旧費		11,763	8,000	19,763
	2. 公共土木施設災害復旧費	1,076	8,000	9,076
歳出	合計	8,044,474	75,935	8,120,409

第2表 地方債補正

1 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路等災害復旧 事業債(現年災)	2,600	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資 金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。ただし、町財政の都合 により、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換え することができる。

2 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	19,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資 金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。ただし、町財政の都合 により、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換え することができる。	15,676	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資 金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。ただし、町財政の都合 により、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換え することができる。



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
9. 地方特例交付金	2,600	236	2,836	
10. 地方交付税	2,650,000	37,863	2,687,863	
14. 国庫支出金	723,721	5,336	729,057	
15. 県支出金	431,767	1,977	433,744	
17. 寄附金	1,001,002	1,000	1,002,002	
18. 繰入金	1,546,979	△23,321	1,523,658	

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
19. 繰越金	30,000	50,112	80,112	
20. 諸収入	164,373	3,456	167,829	
21. 町債	341,900	△724	341,176	
歳入合計	8,044,474	75,935	8,120,409	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	84,207	△189	84,018				△189
2. 総務費	2,524,868	17,186	2,542,054	450			16,736
3. 民生費	1,832,752	28,562	1,861,314	27		900	27,635
4. 衛生費	832,483	5,558	838,041			4,000	1,558
6. 農林水産業費	544,018	11,765	555,783	1,500		8,156	2,109
7. 商工費	278,086	△301	277,785			1,000	△1,301
8. 土木費	418,451	4,666	423,117			3,000	1,666

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
9. 消防費	240,349	1,349	241,698				1,349
10. 教育費	744,339	△661	743,678				△661
11. 災害復旧費	11,763	8,000	19,763	5,336	2,600		64
歳出合計	8,044,474	75,935	8,120,409	7,313	2,600	17,056	48,966

## 2 歳入

(款) 9. 地方特例交付金 (項) 1. 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方特例交付金	2,600	236	2,836	1. 地方特例交付金	236	地方特例交付金
計	2,600	236	2,836			

(款) 10. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	2,650,000	37,863	2,687,863	1. 地方交付税	37,863	普通交付税
計	2,650,000	37,863	2,687,863			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

4. 災害復旧費国庫負担金	0	5,336	5,336	1. 公共土木施設災害復旧費負担金	5,336	道路等災害復旧事業費負担金 (2/3)
計	482,051	5,336	487,387			

## (款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費県補助金	6,562	450	7,012	1. 総務管理費補助金	450	さが暮らしスタート支援事業補助金 (3/4)
4. 農林水産業費県補助金	96,420	1,500	97,920	1. 農業費補助金	1,500	経営開始資金補助金 (10/10)
計	158,709	1,950	160,659			

## (款) 15. 県支出金 (項) 3. 委託金

2. 民生費委託金	0	27	27	2. 児童福祉費委託金	27	ひとり親家庭等実態調査委託金
計	18,150	27	18,177			

## (款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

4. ふるさと応援寄附金	1,001,000	1,000	1,002,000	1. ふるさと応援寄附金	1,000	地方創生寄附金
計	1,001,002	1,000	1,002,002			

## (款) 18. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	367	368	1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	367	後期高齢者医療特別会計繰入金
2. 国民健康保険特別会計繰入金	1	1,371	1,372	1. 国民健康保険特別会計繰入金	1,371	国民健康保険特別会計繰入金
3. 漁業集落排水特別会計繰入金	1	2,244	2,245	1. 漁業集落排水特別会計繰入金	2,244	漁業集落排水特別会計繰入金
計	3	3,982	3,985			

## (款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	323,574	△39,903	283,671	1. 財政調整基金繰入金	△39,903	財政調整基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	999,700	7,900	1,007,600	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	7,900	ふるさと応援寄附金基金繰入金
12. 森林環境譲与税基金繰入金	3,200	4,700	7,900	1. 森林環境譲与税基金繰入金	4,700	森林環境譲与税基金繰入金
計	1,546,976	△27,303	1,519,673			

## (款) 19. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	30,000	50,112	80,112	1. 繰越金	50,112	前年度繰越金
計	30,000	50,112	80,112			

## (款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

4. 雑入	113,781	3,456	117,237	2. 雑入	3,456	森林整備担い手育成基金助成事業助成金 156
						広域連携SDGs未来都市事業配分金 3,300
計	113,784	3,456	117,240			

## (款) 21. 町債 (項) 1. 町債

6. 災害復旧債	0	2,600	2,600	2. 公共土木施設災害復旧事業債	2,600	道路等災害復旧事業債(現年災)
7. 臨時財政対策債	19,000	△3,324	15,676	1. 臨時財政対策債	△3,324	臨時財政対策債
計	341,900	△724	341,176			



### 3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	84,207	△189	84,018				△189	3. 職員手当等	△156	勤勉手当
								4. 共済費	△33	共済組合負担金
計	84,207	△189	84,018				△189			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	431,470	△6,251	425,219				△6,251	2. 給料	△2,825	一般職給 (26人→25人)
								3. 職員手当等	△3,494	扶養手当 △165 期末手当 △730 勤勉手当 △2,077 勤勉手当 (再任用職員) △34 退職手当組合負担金 △488
								4. 共済費	68	共済組合負担金 512 共済組合負担金 (再任用職員) △2 共済組合負担金 (特別職) △434 共済組合事務費 △8
4. 企画財政管理費	802,774	600	803,374	450			150	18. 負担金補助及び交付金	600	さが暮らしスタート支援事業補助金
12. 下水道等事業基金費	84	2,245	2,329				2,245	24. 積立金	2,245	下水道等事業基金積立金
17. 山林育成基金費	42	20,474	20,516				20,474	24. 積立金	20,474	山林育成基金積立金
計	2,352,694	17,068	2,369,762	450			16,618			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	51,113	△225	50,888				△225	3. 職員手当等	△340	勤勉手当
								4. 共済費	115	共済組合負担金
計	95,044	△225	94,819				△225			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	46,969	343	47,312				343	3. 職員手当等	△37	勤勉手当
								4. 共済費	△7	共済組合負担金
								12. 委託料	387	戸籍総合システム改修委託料
計	46,969	343	47,312				343			

## (款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	219,008	△858	218,150				△858	3. 職員手当等	△714	期末手当 △167 勤勉手当 △547
								4. 共済費	△144	共済組合負担金
								18. 負担金補助及び交付金	900	介護職員等就職支援補助金
2. 老人福祉総務費	458,622	900	459,522							
4. 心身障害者福祉総務費	388,759	27,894	416,653				27,894	22. 償還金利息及び割引料	27,894	国庫支出金精算返納金 18,640 県支出金精算返納金 9,254
								3. 職員手当等	△42	勤勉手当
5. 国民年金費	9,720	△51	9,669				△51	4. 共済費	△9	共済組合負担金
								10. 需用費	700	修繕料
6. 総合福祉保健センター管理費	50,164	700	50,864							
7. 地域支援事業費	73,882	△140	73,742				△140	3. 職員手当等	△120	勤勉手当 △86 勤勉手当(再任用職員) △34
								4. 共済費	△20	共済組合負担金 △18 共済組合負担金(再任用職員) △2
								計	1,200,155	28,445

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	137,937	117	138,054	27			90	3. 職員手当等	△124	勤勉手当
								4. 共済費	△25	共済組合負担金
								22. 償還金利息及び割引料	266	保育所保護者負担金返還金
計	632,595	117	632,712	27			90			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健衛生総務費	93,058	△561	92,497				△561	3. 職員手当等	△544	勤勉手当	
								4. 共済費	△83	共済組合負担金 共済組合事務費	△110 27
								18. 負担金補助及び交付金	66	小児時間外診療事業費負担金	
2. 予防費	105,775	3,970	109,745			4,000	△30	3. 職員手当等	△34	勤勉手当(再任用職員)	
								4. 共済費	△2	共済組合負担金(再任用職員)	
								12. 委託料	4,006	任意予防接種委託料	
3. 病院費	247,328	2,640	249,968				2,640	27. 繰出金	2,640	町立太良病院事業会計繰出金(資本勘定)	
4. 環境衛生費	98,762	△205	98,557				△205	3. 職員手当等	△170	勤勉手当	
								4. 共済費	△35	共済組合負担金	
計	546,811	5,844	552,655			4,000	1,844				

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 塵芥処理費	197,476	△286	197,190				△286	18. 負担金補助及び交付金	△286	杵藤地区広域市町村圏組合負担金(ごみ処理センター費)
計	285,672	△286	285,386				△286			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農業委員会費	22,299	△431	21,868				△431	3. 職員手当等	△359	期末手当 △133 勤勉手当 △226
								4. 共済費	△72	共済組合負担金
								2. 農業総務費	40,674	△314
								4. 共済費	△54	共済組合負担金
3. 農業振興費	73,496	1,500	74,996	1,500				18. 負担金補助及び交付金	1,500	経営開始資金補助金
7. 農地費	135,839	1,838	137,677				1,838	3. 職員手当等	△134	勤勉手当
								4. 共済費	△28	共済組合負担金
								13. 使用料及び賃借料	1,000	重機借上料
								15. 原材料費	1,000	維持補修用材料
計	312,982	2,593	315,575	1,500			1,093			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 林業総務費	13,482	△131	13,351				△131	3. 職員手当等	△109	勤勉手当
								4. 共済費	△22	共済組合負担金
2. 林業振興費	22,646	9,093	31,739			8,156	937	12. 委託料	4,781	ウッドスタート事業委託料 1,481 Jクレジット創出・活用支援業務委託料 3,300
								18. 負担金補助及び交付金	4,312	広域連携SDGs未来都市事業負担金 4,000 森林整備担い手育成基金助成事業費補助金 312
計	146,284	8,962	155,246			8,156	806			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

1. 水産業総務費	77,502	△210	77,292				△210	3. 職員手当等	△177	勤勉手当 △151 勤勉手当(再任用職員) △26
								4. 共済費	△33	共済組合負担金 △31 共済組合負担金(再任用職員) △2
2. 漁港建設費	7,250	420	7,670				420	15. 原材料費	420	維持補修用材料
計	84,752	210	84,962				210			



## (款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 商工総務費	88,892	△613	88,279				△613	3. 職員手当等	△510	期末手当 △130 勤勉手当 △380
								4. 共済費	△103	共済組合負担金
3. 観光費	121,898	312	122,210			1,000	△688	10. 需用費	230	修繕料
								12. 委託料	82	太良町PRイベント委託料
								18. 負担金補助及び交付金	0	歴史の道観光・文化交流推進協議会負担金 △729 街道がつなぐ多良岳広域観光地域づくり事業 費補助金 729
計	278,086	△301	277,785			1,000	△1,301			

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	38,270	△885	37,385				△885	3. 職員手当等	△735	期末手当 △234 勤勉手当 △501
								4. 共済費	△150	共済組合負担金
計	38,270	△885	37,385				△885			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

1. 道路橋梁総務費	45,888	△49	45,839				△49	3. 職員手当等	△41	勤勉手当
								4. 共済費	△8	共済組合負担金
2. 道路維持費	200,176	3,000	203,176			3,000		13. 使用料及び賃借料	3,000	重機借上料
3. 道路新設改良費	79,700	2,600	82,300				2,600	16. 公有財産購入費	2,600	土地購入費
計	325,764	5,551	331,315			3,000	2,551			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 防災費	15,217	1,349	16,566				1,349	1. 報酬	200	会計年度任用職員報酬
								3. 職員手当等	100	管理職員特別勤務手当
								10. 需用費	290	修繕料
								13. 使用料及び賃借料	759	重機借上料 500 J-ALERT受信機借上料 259
計	240,349	1,349	241,698				1,349			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	92,988	△165	92,823				△165	3. 職員手当等	△229	勤勉手当
								4. 共済費	64	共済組合負担金
計	94,550	△165	94,385				△165			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	50,675	△442	50,233				△442	3. 職員手当等	△369	住居手当	△159
										時間外勤務手当	170
										勤勉手当	△346
										勤勉手当(再任用職員)	△34
								4. 共済費	△73	共済組合負担金	△71
										共済組合負担金(再任用職員)	△2
2. 青少年育成費	3,408	73	3,481				73	10. 需用費	73	食糧費	
計	107,818	△369	107,449				△369				

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健体育総務費	76,292	△27	76,265				△27	3. 職員手当等	△3	勤勉手当 57 勤勉手当(再任用職員) △60
								4. 共済費	△24	共済組合負担金 △23 共済組合負担金(再任用職員) △1
3. 学校給食費	93,123	△100	93,023				△100	3. 職員手当等	△83	勤勉手当
								4. 共済費	△17	共済組合負担金
計	209,805	△127	209,678				△127			

(款) 11. 災害復旧費 (項) 2. 公共土木施設災害復旧費

1. 道路橋梁等災害復旧費	1,076	8,000	9,076	5,336	2,600		64	14. 工事請負費	8,000	道路橋梁等災害復旧事業(補助・現年災)
計	1,076	8,000	9,076	5,336	2,600		64			

# 補正予算給与費明細書

## 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長等	3		22,164	7,010 (3.30)	6,701	35,875	2,752	38,627	
	議員	11	33,240		10,513 (3.30)		43,753	10,145	53,898	
	その他	780	32,043				32,043		32,043	
	計	794	65,283	22,164	17,523	6,701	111,671	12,897	124,568	
補正前	長等	3		22,164	7,010 (3.30)	6,701	35,875	3,186	39,061	
	議員	11	33,240		10,513 (3.30)		43,753	10,145	53,898	
	その他	780	32,043				32,043		32,043	
	計	794	65,283	22,164	17,523	6,701	111,671	13,331	125,002	
比 較	長等							△ 434	△ 434	
	議員									
	その他									
	計							△ 434	△ 434	

2 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	100 (82) [7]	146,336	367,379	300,463	814,178	157,402	971,580	
補 正 前	101 (82) [7]	146,136	370,204	309,147	825,487	157,663	983,150	
比 較	△1 (0) [0]	200	△ 2,825	△ 8,684	△ 11,309	△ 261	△ 11,570	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	15,357	108,255	63,213	4,167	7,272	4,010
	補 正 前	15,522	109,649	69,961	4,326	7,272	4,010
	比 較	△ 165	△ 1,394	△ 6,748	△ 159	0	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		28,909	22	793	68,465
	補 正 前		28,739	22	693	68,953
	比 較		170	0	100	△ 488

( )内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[ ]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	100 [7]		353,948 [13,431]	267,566 [3,046]	621,514 [16,477]	120,200 [3,339]	741,714 [19,816]	
補 正 前	101 [7]		356,773 [13,431]	276,028 [3,268]	632,801 [16,699]	120,450 [3,350]	753,251 [20,049]	
比 較	△ 1 [0]		△ 2,825 [0]	△ 8,462 [△222]	△ 11,287 [△222]	△ 250 [△11]	△ 11,537 [△233]	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	15,357 [0]	76,890 [1,514]	62,147 [1,066]	4,167 [0]	7,272 [0]	3,876 [134]
	補 正 前	15,522 [0]	78,284 [1,514]	68,673 [1,288]	4,326 [0]	7,272 [0]	3,876 [134]
	比 較	△ 165 [0]	△ 1,394 [0]	△ 6,526 [△222]	△ 159 [0]	0 [0]	0 [0]

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		28,577 [332]	22 [0]	793 [0]	68,465 [0]
	補 正 前		28,407 [332]	22 [0]	693 [0]	68,953 [0]
	比 較		170 [0]	0 [0]	100 [0]	△ 488 [0]

[ ]内は再任用職員を外書きしたもの

再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は7人)



## イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(82) 0	146,336		29,851	176,187	33,863	210,050	
補 正 前	(82) 0	146,136		29,851	175,987	33,863	209,850	
比 較	(0) 0	200		0	200	0	200	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後		29,851				
	補 正 前		29,851				
	比 較		0				

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

( )内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は78人)

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	△ 2,825 [0]	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 2,825 [0]		
職 員 手 当	△ 8,462 [△222]	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 8,462 [△222]	扶養手当 △ 165 [0] 期末手当 △ 1,394 [0] 勤勉手当 △ 6,526 [△222] 住居手当 △ 159 [0] 時間外勤務手当 170 [0] 管理職員特別勤務手当 100 [0] 退職手当組合負担金 △ 488 [0]	

[ ]内は再任用職員を外書きしたもの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1. 普 通 債	補 正 前 (A)	4,598,265	4,630,973	341,900	495,358	4,477,515
	補 正 (B)			△ 3,324		△ 3,324
	補 正 後 (C)	4,598,265	4,630,973	338,576	495,358	4,474,191
(9)そ の 他	補 正 前 (A)	3,595,543	3,453,565	341,900	404,938	3,390,527
	補 正 (B)			△ 3,324		△ 3,324
	補 正 後 (C)	3,595,543	3,453,565	338,576	404,938	3,387,203
うち臨時財政対策債	補 正 前 (A)	1,876,905	1,719,138	19,000	188,136	1,550,002
	補 正 (B)			△ 3,324		△ 3,324
	補 正 後 (C)	1,876,905	1,719,138	15,676	188,136	1,546,678
2. 災 害 復 旧 債	補 正 前 (A)	73,006	70,939		4,094	66,845
	補 正 (B)			2,600		2,600
	補 正 後 (C)	73,006	70,939	2,600	4,094	69,445
(2)土 木	補 正 前 (A)	65,089	63,223		3,267	59,956
	補 正 (B)			2,600		2,600
	補 正 後 (C)	65,089	63,223	2,600	3,267	62,556
合 計	補 正 前 (A)	4,671,271	4,701,912	341,900	499,452	4,544,360
	補 正 (B)			△ 724		△ 724
	補 正 後 (C)	4,671,271	4,701,912	341,176	499,452	4,543,636

議案第69号

## 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度太良町簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

### 支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	事 業 費	111,800千円	0千円	111,800千円
第1項	営 業 費 用	91,802千円	△184千円	91,618千円
第4項	予 備 費	17,114千円	184千円	17,298千円

第3条 予算第6条(1)中「19,909千円」を「19,725千円」に改める。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 5 年度 太良町簡易水道事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出  
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説 明
1 事業費			111,800	0	111,800	
	1 営業費用		91,802	△184	91,618	
		2 配水及び給水費	21,701	△97	21,604	
		4 総係費	12,601	△87	12,514	
	4 予備費		17,114	184	17,298	
		1 予備費	17,114	184	17,298	
収益的支出合計			111,800	0	111,800	

令和 5 年度 太良町簡易水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

( 支 出 )

( 単位:千円 )

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明
1 事業費		111,800	0	111,800			
1 営業費用		91,802	△184	91,618			
	2 配水及び給水費	21,701	△97	21,604			
					2 手当等	△81	勤勉手当
					4 法定福利費	△16	職員共済費
	4 総係費	12,601	△87	12,514			
					2 手当等	△72	勤勉手当
					4 法定福利費	△15	職員共済費
4 予備費		17,114	184	17,298			
	1 予備費	17,114	184	17,298			
					1 予備費	184	
収益的支出合計		111,800	0	111,800			



## 補正予算給与費明細書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	5	3	40	9,025	7,658	16,723	3,002	19,725
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	9,025	7,658	16,723	3,002	19,725
補 正 前	損益勘定支弁職員	5	3	40	9,025	7,811	16,876	3,033	19,909
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	9,025	7,811	16,876	3,033	19,909
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	0	△ 153	△ 153	△ 31	△ 184
	資本勘定支弁職員								
	合 計	0	0	0	0	△ 153	△ 153	△ 31	△ 184

手 当 の 訳 内	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	住 居 手 当	合 計
	補正後	120		4,602	110	600	1,716	510	7,658
	補正前	120		4,755	110	600	1,716	510	7,811
	比 較	0		△ 153	0	0	0	0	△ 153

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	△ 153	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 153	期末勤勉手当 △ 153	



## 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）

令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,644千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	2,244	2,245
	1. 繰越金	1	2,244	2,245
歳入合計		64,400	2,244	66,644

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		46,378	2,192	48,570
	1. 事業費	46,378	2,192	48,570
2. 公債費		17,700	5	17,705
	1. 公債費	17,700	5	17,705
3. 予備費		322	47	369
	1. 予備費	322	47	369
歳 出 合 計		64,400	2,244	66,644

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
5. 繰越金	1	2,244	2,245	
歳入合計	64,400	2,244	66,644	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	46,378	2,192	48,570				2,192
2. 公債費	17,700	5	17,705				5
3. 予備費	322	47	369				47
歳出合計	64,400	2,244	66,644				2,244

## 2 歳 入

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1	2,244	2,245	1. 繰越金	2,244	前年度繰越金
計	1	2,244	2,245			

### 3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	6,595	2,192	8,787				2,192	3. 職員手当等	△52	勤勉手当
								27. 繰出金	2,244	一般会計繰出金
計	46,378	2,192	48,570				2,192			

(款) 2. 公債費 (項) 1. 公債費

2. 利子	1,989	5	1,994				5	22. 償還金 利子及び割 引料	5	起債利子(経常的なもの)
計	17,700	5	17,705				5			

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	322	47	369				47			
計	322	47	369				47			

# 補正予算給与費明細書

## 1 一般職

### (1) 総括

(単位:人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1		3,154	2,315	5,469	930	6,399	
補 正 前	1		3,154	2,367	5,521	930	6,451	
比 較	0		0	△ 52	△ 52	0	△ 52	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	318	690	522	0		0
	補 正 前	318	690	574	0		0
	比 較	0	0	△ 52	0		0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		185	600
	補 正 前		185	600
	比 較		0	0



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	△ 52	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 52	勤勉手当 △ 52	

## 令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,367千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	367	368
	1. 繰越金	1	367	368
歳入合計		155,000	367	155,367



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 諸支出金		301	367	668
	2. 繰出金	1	367	368
歳 出 合 計		155,000	367	155,367

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
5. 繰越金	1	367	368	
歳入合計	155,000	367	155,367	



(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 諸支出金	301	367	668				367
歳出合計	155,000	367	155,367				367

2 歳 入

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1	367	368	1. 繰越金	367	前年度繰越金
計	1	367	368			



### 3 歳 出

(款) 4. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般会計繰出金	1	367	368				367	27. 繰出金	367	一般会計繰出金
計	1	367	368				367			



## 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,148千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,377,728千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出  
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		0	41	41
	2. 国庫補助金	0	41	41
11. 繰越金		1	32,107	32,108
	1. 繰越金	1	32,107	32,108
歳入合計		1,345,580	32,148	1,377,728

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		16,088	0	16,088
	1. 総務管理費	11,601	0	11,601
2. 保険給付費		930,377	0	930,377
	3. 出産育児諸費	7,564	0	7,564
9. 諸支出金		5,132	1,371	6,503
	2. 繰出金	2,567	1,371	3,938
10. 予備費		21,018	30,777	51,795
	1. 予備費	21,018	30,777	51,795
歳 出 合 計		1,345,580	32,148	1,377,728

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
4. 国庫支出金	0	41	41	
11. 繰越金	1	32,107	32,108	
歳入合計	1,345,580	32,148	1,377,728	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	16,088	0	16,088	11			△11
2. 保険給付費	930,377	0	930,377	30			△30
9. 諸支出金	5,132	1,371	6,503				1,371
10. 予備費	21,018	30,777	51,795				30,777
歳出合計	1,345,580	32,148	1,377,728	41			32,107

2 歳 入

(款) 4. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 出産育児一時金臨時補助金	0	30	30	1. 出産育児一時金臨時補助金	30	出産育児一時金臨時補助金 (定額)
9. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	11	11	1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	11	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (厚生労働省分・10/10)
計	0	41	41			

(款) 11. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	32,107	32,108	1. 繰越金	32,107	前年度繰越金
計	1	32,107	32,108			

### 3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	10,504	0	10,504	11			△11		財源組替	
計	11,601	0	11,601	11			△11			

(款) 2. 保険給付費 (項) 3. 出産育児諸費

1. 出産育児一時金	7,564	0	7,564	30			△30		財源組替
計	7,564	0	7,564	30			△30		

(款) 9. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

2. 一般会計繰出金	1	1,371	1,372				1,371	27. 繰出金	1,371	一般会計繰出金
計	2,567	1,371	3,938				1,371			

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	21,018	30,777	51,795				30,777			
計	21,018	30,777	51,795				30,777			

議案第70号

## 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度太良町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

### 支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款	事 業 費	54,700千円	0千円	54,700千円
第1項	営 業 費 用	44,882千円	△144千円	44,738千円
第4項	予 備 費	6,991千円	144千円	7,135千円

第3条 予算第5条(1)中「14,352千円」を「14,208千円」に改める。

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸



# 令和 5 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

## 収益的収入及び支出 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説 明
1	事業費		54,700	0	54,700	
	1	営業費用	44,882	△144	44,738	
		2 配水及び給水費	16,712	△60	16,652	
		4 総係費	10,711	△84	10,627	
	4	予備費	6,991	144	7,135	
		1 予備費	6,991	144	7,135	
収益的支出合計			54,700	0	54,700	

# 令和 5 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書

## 収益の収入及び支出

( 支 出 )

( 単位:千円 )

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明
1 事業費		54,700	0	54,700			
1 営業費用		44,882	△144	44,738			
	2 配水及び給水費	16,712	△60	16,652			
					2 手当等	△50	勤勉手当
					4 法定福利費	△10	職員共済費
	4 総係費	10,711	△84	10,627			
					2 手当等	△70	勤勉手当
					4 法定福利費	△14	職員共済費
4 予備費		6,991	144	7,135			
	1 予備費	6,991	144	7,135			
					1 予備費	144	
収益の支出合計		54,700	0	54,700			

## 補正予算給与費明細書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	2		7,064	4,995	12,059	2,149	14,208
	資本勘定支弁職員							
	合計	2		7,064	4,995	12,059	2,149	14,208
補正前	損益勘定支弁職員	2		7,064	5,115	12,179	2,173	14,352
	資本勘定支弁職員							
	合計	2		7,064	5,115	12,179	2,173	14,352
比較	損益勘定支弁職員	0		0	△ 120	△ 120	△ 24	△ 144
	資本勘定支弁職員							
	合計	0		0	△ 120	△ 120	△ 24	△ 144

手当の内訳	区分	扶養手当	管理職手当	期末勤勉手当	通勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	住居手当	合計
	補正後	378		2,599	75	600	1,343		4,995
	補正前	378		2,719	75	600	1,343		5,115
	比較	0		△ 120	0	0	0		△ 120

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	△ 120	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 120	期末勤勉手当 △ 120	

## 令和5年度 町立太良病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度町立太良病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧中「49,242千円」を「51,882千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(科目)				
第1款	資本的収入	343,938千円	2,640千円	346,578千円
第2項	出資金	71,870千円	2,640千円	74,510千円
支 出		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(科目)				
第1款	資本的支出	393,180千円	5,280千円	398,460千円
第1項	建設改良費	325,300千円	5,280千円	330,580千円

令和5年9月1日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

# 令和5年度 町立太良病院事業会計予算実施計画書

## 資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入			343,938	2,640	346,578
	2 出資金		71,870	2,640	74,510
		1 他会計出資金	71,870	2,640	74,510
資本的収入合計			343,938	2,640	346,578

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			393,180	5,280	398,460
	1 建設改良費		325,300	5,280	330,580
		1 建物改修費	281,720	5,280	287,000
資本的支出合計			393,180	5,280	398,460

令和5年度 町立太良病院事業会計補正予算説明書  
資 本 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 資本的収入		343,938	2,640	346,578			
2 出資金		71,870	2,640	74,510			
	1 他会計出資金	71,870	2,640	74,510	1 一般会計出資金	2,640	建設改良費
資本的収入合計		343,938	2,640	346,578			

(支 出)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 資本的支出		393,180	5,280	398,460			
1 建設改良費		325,300	5,280	330,580			
	1 建物改修費	281,720	5,280	287,000	2 請負工事費	5,280	圧縮空気除湿装置更新工事
資本的支出合計		393,180	5,280	398,460			

# 追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第1	発 議 第 2 号 議会広報編集特別委員会の設置について
追加日程第2	意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について



# 追加提出議案目録

発議第2号 議会広報編集特別委員会の設置について

意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について

上記のとおり

令和5年9月20日

太良町議会議長 江口孝二

令和5年9月20日

太良町議会議長  
江口孝二様

提出者	太良町議会議員	坂口久信
賛成者	太良町議会議員	大鋸美里
〃	〃	森田政則
〃	〃	峰正雄
〃	〃	山口一生
〃	〃	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	所賀廣
〃	〃	川下武則

#### 議会広報編集特別委員会の設置について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を次のとおり提出する。

#### 議会広報編集特別委員会の設置について（案）

次のとおり議会広報編集特別委員会を設置するものとする。

#### 記

1. 名称 議会広報編集特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び太良町議会委員会条例第5条
3. 設置の目的 太良町議会広報の編集・発行、その他議会広報に関する事項及び議会のICT化についての調査・研究
4. 委員の定数 5人
5. 調査の期間 本特別委員会は、議会の閉会中も継続して調査・研究できるものとし、議決の日から令和9年8月10日までとする。

意見書第2号

令和5年9月20日

太良町議会議長

江口孝二様

提出者	太良町議会議員	坂口久信
賛成者	〃	大鋸美里
〃	〃	森田政則
〃	〃	峰正雄
〃	〃	山口一生
〃	〃	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	所賀廣
〃	〃	川下武則

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

## 別紙

### 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

#### 記

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5 類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」の 1 兆円については、新たに「地方創生推進費」として 2023 年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。

- 6 会計年度任用職員制度の運用については、2024 年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年9月20日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	岸田文雄様
財務大臣	鈴木俊一様
総務大臣	鈴木淳司様
厚生労働大臣	武見敬三様
国土交通大臣	斉藤鉄夫様
デジタル大臣	河野太郎様
農林水産大臣	宮下一郎様
内閣府特命担当大臣(少子化対策 男女共同参画担当)	加藤鮎子様
衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様